

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	土木部 道路維持課	
許 認 可 等 名	道路管理者以外の者の行う工事の承認	
根 拠 法 令	道路法	
根 拠 条 項	第24条	
連 絡 先	(電話 621-5337)	
審 査 基 準	<p>道路法第24条に規定する道路管理者以外の者の行う工事の承認(以下「承認」という。)は、法令に定めるもののほか次に定める基準により行うものとする。</p> <p>1 歩道部分を車両の出入り口として利用する場合の基準等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗入幅は別表1のとおりとする。</p> <p>(2) 乗入口は原則として1箇所とする。ただし、車両の出入りが繁雑であり、また現地の状況により、乗入口が1箇所では困難をきたす場合は、各出入り口間の距離を6メートル以上確保した場合に限り2箇所設けることができるものとする。</p> <p>(3) 6メートル以上の切下げの申請をする場合は、軌跡図を添付しなければならない。</p> <p>(4) 次に掲げる箇所以外の箇所であること。ただし、自動車の出入口とするための歩道改築の承認の申請が民地等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、次のイからオは適用しないことができるものとする。</p> <p>ア 横断歩道の中及び前後5メートル以内の部分。</p> <p>イ トンネル等の前後各50メートル以内の部分。</p> <p>ウ バス停留所の中。ただし、停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から各10メートル以内の部分。</p> <p>エ 地下道、横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の部分。</p>	
	参 考 事 項	「道路占用関係通達集」 道路管理研究会 「道路法解説」 道路法令研究会
	設 定 等 年 月 日	平成26年 4月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 7日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 4月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

基準

- オ バス停車帯の部分。
 - カ 交差点（総幅員7メートル以上の道路の交差する交差点をいう。）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分。ただし、T字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - キ 橋の部分。
 - ク 横断防止柵、ガードレール又は駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - ケ 道路構造物若しくは占用物又はその両方の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者若しくは占用者又はその両者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。
 - コ その他、道路管理上著しく支障があると認められる部分。
- (5) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- (6) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2メートルの間隔をとるものとする。
- (7) 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置すること。
- (8) 乗入口以外の場所から自動車が入り出るおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとること。
- (9) 街路樹に切下げが及ぶ場合は次のとおりとする。
- ア 原則として同じ種類の若木を移植する。
 - イ 移植若木の規格は目通り幹周0.15メートル以上とする。
- 2 この審査基準によりがたい工事については、道路構造令及び徳島市の構造の基準等に関する条例のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によることとする。
- 3 申請の際、道路管理者が必要と認めた場合は、同意書若しくは誓約書又はその両方を提出しなければならない。

別表1（1 - (1)関係）

型式	申請地の利用形態	最大乗入幅	
		1箇所	2箇所
種	一般宅地	4メートル	
種	店舗・事務所・マンション等	6メートル	6メートル
種	バス利用施設等	8メートル	8メートル
種	ガソリンスタンド・工場等	12メートル	12メートル

備考

申請地の利用形態のバス利用施設等及びガソリンスタンド・工場等の要件を満たすには、バス（マイクロバス等を除く）又はタンクローリー等の大型車両（以下「大型車両等」という。）が搬出入等の作業の為に一時的に出入りする可能性があるということ等では足りず、常時大型車両等が入り出る施設又は出入りが予定されている施設であることを要する。